

平成29年度「法学政治学研究科先端ビジネスロープログラム奨励金」の募集について

本研究科における先端ビジネスロープログラムに選抜を経て登録した優秀な大学院学生に、奨励金による支援を行います。

希望者は、以下の要領で応募して下さい。

1. 対象者

先端ビジネスロープログラムに選抜を経て登録した学生で、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 休学中の者。
- (2) 日本政府(文部科学省)奨学金留学生、日本台湾交流協会奨学金留学生、外国政府派遣留学生。
- (3) 月額15万円を超える額の給付型奨学金又は給与を受給している者。

2. 支給期間と支給額

支給期間は、9月から3月の7月間とする。

支給額の上限は、修士課程の学生は月額7万円、博士課程の学生は月額16万円とする。

(注) 所得税との関係で、奨励金は課税対象とされ確定申告を要する可能性があること、雑所得に区分される場合には必要経費を控除できること、受給額が一定金額を超えると配偶者控除や扶養控除などの諸控除の利用が制限されることに留意。詳細は税務署等に確認すること。社会保険については扶養者の加入する社会保険によって取り扱いが異なるので、扶養者の加入する社会保険事業者等に確認すること。

3. 支給条件

学業成績が不良である場合や受給条件を満たさなくなった場合には、プログラムの責任者の判断で支給を停止することがある。

4. 応募方法

下記書類①②を、**8月23日(水)午後5時(厳守)**までに大学院係へ提出すること。

書類は大学院係窓口で受け取ること。

- ①先端ビジネスロープログラム奨励金申請書(様式1)
- ②銀行振込依頼書(様式9)

5. 採用の通知

9月7日(木)以降に、大学院係より応募者に直接連絡される。

平成29年7月18日 大学院係